The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	事務管理の構造・機能を考える
Author(s)	平田, 健治
Citation	大阪大学, 2019, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/72443
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　平　田　健　治　）	
論文題名	事務管理の構造・機能を考える

論文内容の要旨

第一部において、近時のドイツ法の議論を参照しつつ、大陸法における事務管理制度像の変遷過程の明晰化、現代における再構成のための前提の析出を試みる。ドイツの判例は事務管理制度に多様な機能を与えてきた。それは学説において、肥大化傾向とさえ酷評されるに至ったが、その原因は何か、立ち返って、この制度に本来与えられるべき機能、範囲は何かをドイツの判例とその批判としての諸学説を素材に検討する（第一部第一章）。その前提としてのドイツ民法における事務管理の成立過程を普通法からの構造変動の観点で検討する(第一部第二章)。さらに、近時のヨーロッパ事務管理法の提案とそれにかかわる議論を検討する(第一部第三章)。そこで特に示唆されたことは、現代において、事務管理法とその他の法領域(契約法、不当利得法、不法行為法)を機能的に分担させる観点が自明ではなくなっていることである。

第二部においては、事務管理制度を有さない法圏としての英米法における議論状況を比較する。事務管理が慈善的介入だとすれば、そのような介入を原則として拒否する英米法において、緊急事務管理に対応する救助義務はどう位置づけられるのかを検討する(第二部第一章)。法と経済学派からの分析と提案も合わせて検討する。さらに、近時のアメリカ回復法リステイトメントの第三次アップデートを素材に、アメリカ法における事務管理的機能がどう実現されているかを分析し、日本法もそれに含まれるところの大陸法系の規律への示唆を得る(第二部第二章)。

第三部では、以上の検討をふまえ、日本における事務管理法はどのように改正されるべきかを念頭に置きつつ、その前提である諸論点を検討する。まず、事務管理法の特別法とされる第三者弁済制度を事務管理の側面から検討し、他利促進的な介入と本人の自己決定尊重のジレンマの観点から、あるべき要件構成を本人の意思探求義務という構成を手がかりに模索する(第三部第一章)。さらに、具体的素材として、救助行為(第三部第二章)、行政代執行(第三部第三章)を取り上げる。求償利得(第三部第四章)　を不当利得法との関連性の検討の素材として取り上げ、最後に、今までの検討を振り返りつつ、日本法における課題をまとめる(第三部第五章、第六章)。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　平田　健治　）		
論文審査担当者	（職）	氏　名
	主 査　教　授	松井　和彦
	副 査　教　授	名津井吉裕
	副 査　准教授	髙橋　智也

論文審査の結果の要旨

１．論文の概要

民法は、第3編第3章に「事務管理」との見出しをつけ、697条から702条まで6箇条の規律を設けている。この事務管理制度は、一般には、事務管理意思を伴う他人の財産関係への介入に対する優遇制度と解され、緊急事務管理と呼ばれるやや特殊なものがあるものの、総じて一元的な制度と理解されている。平田氏は、一見すると自明のようにも映るこの理解に疑問を投げかけ、比較法的検討を行う。そして、事務管理という制度が実は一元的なものではなく、さまざまな局面における法律関係の調整制度であること、事務管理の典型例はむしろ緊急事務管理に相当する救助行為であること、それにもかかわらずこれらを一般化し一元的な制度として理解しようとすることで、制度が歪んだものになってしまうおそれがあることを指摘する。さらに、事務管理に関するあるべき立法論、事務管理制度の展望も提示する。その結論は民法学界に少なからぬ衝撃をもたらすものであるが、まずは本論文の内容について、順を追って紹介しよう。

本論文は、三部構成をとっている。第一部ではドイツ法を中心とした大陸法、第二部ではアメリカ法が比較法的検討の素材として取り上げられ、事務管理ないしこれに相当する制度が子細に検討される。第三部では、これらから示唆を得て平田氏の立法論的提言が示される。

第一部第一章では、日本の事務管理法に大きな影響を与えてきたドイツにおいて、管理者の事務管理意思という要件の位置づけがどのように変化しているのかが分析され、これを通じて、事務管理制度の構造・機能の揺らぎを探ろうとする試みがされる。具体的には、管理者が自己の事務であると同時に少なくとも他人の事務でもあるという事務を行った場合に、事務管理が成立するのかという問題（ドイツにおいてAuch-Gestionと総称される問題）に関するドイツの判例の動向および学説の反応が詳細に分析される。平田氏によれば、この問題に関するドイツの判例は、次の5つの事案類型に大別される。

第1は、病院が夫婦の一方を治療し、その配偶者に対して事務管理費用としてその治療費相当額の支払を請求することができるかという事案類型である（医療給付の報酬）。ここでは、病院（管理者）は契約上の債務の履行として患者に対して医療行為を行っているが、これが患者の配偶者との関係で事務管理になるのかが問題となる。

第2は、事故車両・駐車違反車両がレッカー移動された場合において、レッカー業者が車両保有者等に対して事務管理費用として移動費用相当額の支払を請求することができるか、または、運搬中に車を毀損したために保有者がレッカー業者に損害賠償を請求することができるかという事案類型である（事故車等の運搬）。後者では、もしレッカー移動が緊急事務管理にあたれば、管理者は重過失ある場合にしか責任を負わないため（BGB680条）、緊急事務管理の成否が争点となって表れるのである。レッカー業者は、警察署等との間で委託契約を結び、その契約上の債務の履行として事務処理を行うのであるが、この行為が車両保有者等との関係で事務管理が成立するのかが問題となる。

第3は、戦時失踪の宣告に基づき失踪者の子に年金を支給していたが、失踪者の生存が確認されたため市当局（児童福祉局）が失踪者に対して事務管理費用として年金相当額の返還を請求することができるかという事案類型である（官庁が自己の公法上の義務・職務に基づく活動）。ここでは、市当局は契約上の債務を負っていないが、公法上の義務の履行として年金を支給することが、年金受給者の親（失踪者）との関係で事務管理が成立するのか

が問題となる。

第4は、不法行為によって負傷した被害者（未成年者）の父が被害者の治療ために支払った治療費相当額を加害者に対して請求するという事案類型である（法律に基づく義務の履行）。ここでは、父は未成年の子に対して扶養義務を負っており、治療費の支出はこの義務の履行に相当するが、加害者との関係で事務管理が成立するのかが問題となる。

第5は、委任契約に基づいて受任者が事務処理を行い委任者が利益を得たが、後にこの委任契約が法令違反等により無効だと判明したときに、受任者がこの事務処理を事務管理として委任者に費用償還請求をすることができるかという事案類型である（無効な事務処理契約に基づく事務処理）。

平田氏は、これらの事案類型のいずれにおいても事務管理を肯定する裁判例が存することから、ドイツにおいて管理者の事務管理意思の重要度を相対的に低下させることによる事務管理の適用領域の拡張傾向が見られると指摘する。他方、このような判例の傾向に対する学説の評価が分かれていることも詳しく紹介・分析する。それによれば、一方では、このような事務管理の拡張は、事務管理の制度目的が管理者の意思を強調した「人類扶助」すなわち社会構成員間の相互扶助にあるという伝統的理解に見直しを迫るものであると肯定的に捉え、事務管理の要件の客観化（「他人の事務」概念の重視）を目指す学説がある。しかし、他方では、伝統的理解を支持する立場から、これらの事案類型には管理者に「第三者のためだけの任意の活動」すなわち自己の利益を目的とせず専ら第三者の利益のみを目的とした慈善的介入という側面が欠けているため事務管理を認めるべきでないと否定的に捉える学説もある。近時の判例には、学説からの批判を踏まえ、上記の各事案類型で事務管理を否定するものが現れており、若干の揺り戻しが認められることも紹介されている。

このようなドイツの判例について、平田氏は、事務管理制度の濫用であると消極的な評価をする一方で、「人類扶助」という伝統的理解と距離をおき事務管理意思に依拠しすぎない態度を積極的に評価する。

第一部第二章では、日本の事務管理法が範としたドイツ民法における事務管理規定の起草過程が、詳細に紹介・分析される。すなわち、キューベルの部分草案から、第一草案を経て第二草案へと成案に近づくにつれ、本人の管理者に対する請求権（管理者の義務）に関する規定群と、管理者の本人に対する規定群の分離から混合への過程で、契約・不当利得・不法行為との差別化を図ろうとした結果として要件・効果の一般化が生じ、本人の請求権と管理者の請求権の要件が「同期化」されていったことが描かれる。平田氏は、このような顛末について明示的な評価を避けているが、第一章において後世の判例による事務管理法の濫用的な拡張が批判的に検討されていることと対比させると、このような事態を招く最初の一歩がここで踏み出されたことを示唆するものであり、日本法の特に立法論にとって参考に値する。

第一部第三章では、ヨーロッパ私法の統一法原則を探るプロジェクトの成果である「共通参照枠草案（DCFR）」における事務管理法が紹介・検討される。その特徴として、介入の合理的根拠を事務管理の成立要件の中心に据えていること、管理者に代理権および報酬請求権が認められていること、損害賠償請求権について慈善的介入の場面を考慮した基準を提示していること、介入者の権利について裁量的な減免規定を設けたこと等を指摘し、好意的に評価する一方で、不当利得・不法行為との棲み分けが不十分であることや、多様な事務管理法を有するヨーロッパ各国に共通する規範となっているのかが疑問であることなどを指摘し、総じて高い評価を与えない。かえって、DCFRを批判的に検討したヤンゼンの事務管理解体論とも言うべき見解に共感を示している。

第二部では、大陸法（主にドイツ法）または日本法を相対化することを目的として、英米法を素材とした検討がなされている。その際、日本法を含む大陸法系の諸国と英米法とでは、次のような点に相違が認められることが指摘されている。すなわち、第1に、英米法においては、大陸法における「事務管理」という概念が存在していないことから、我が国において事務管理法に属すると理解されている救助義務に関する法的問題が、不法行為法における救助義務または作為義務の成否という観点から議論されていること、第2に、英米法（コモンロー）上は、救助義務のような作為義務を原則として観念することができないことから、不法行為における義務を前提として、どのような場合に作為義務が成立するかという問題設定を出発点として議論が展開されていること、がそれである。以上のように、比較法研究として英米法を対象とする場合の注意点を明らかにした後、いわゆる「法と経済学」学派による、救助義務に関する議論の分析・検討（第一章）、アメリカの第三次回復法リステイトメント（2011年）の紹介（第二章）がなされる。

まず、第一章では、「法と経済学」学派の代表的研究である、ランデス・ポズナ論文（「海難救助者、遺失物拾得者、よきサマリア人などの救助者：法と利他主義の経済研究」）の概要紹介、及び、同論文に対する9点にわたる分析が提示された後、ポズナ論文の問題意識が、その後の学説（ハーセンやグラッシュなど）によってどのように受容され、展開されてきたのかを紹介する。その上で、ポズナ論文は、自らの主張が、規範経済学ではなく実証

的経済学のスタンスをとっていることを注意深く指摘し、さらには、自らの理論モデルの限定的性格を認めているにもかかわらず、その後の学説は、ポズナ論文を不当に一般化し、必ずしも議論が噛み合っているとは言えない状況にあると総括する。

次に、第二章では、アメリカにおける第三次回復法リステイトメントが検討の俎上に載せられる。その際、大陸法に言う事務管理制度と関連のある規定（第2部「原状回復責任」第3章「求められない介入」第1節「緊急介入」第20条～第22条）のみを対象とするのではなく、第3章「求められない介入」（第20条～第30条）を広く検討する。これは、債権の発生原因毎に各種の規定が散在し、相互の関連性を見失わせがちな大陸法の法典構成や思考方法が、第三次回復法リステイトメントによって相対化されることになる、という認識に基づいている。その上で、平田氏は、個別の条文の検討を通して、大陸法的な思考方法に対して、抽象化の行き過ぎで見落とされがちな問題を再認識させることが可能となること、また、従来は、体系的には事務管理との関係を意識されていなかった問題を、事務管理的な観点から捉え直す作業が有意性を持ち得ること、を指摘する。なお、回復法リステイトメント第3章の設例が、付録として訳出されている。

最後の第三部では、前二部のまとめの意味で日本の事務管理法が検討される。その第一章では、第三者弁済に関する規定とその立法過程を手がかりに、第三者弁済、委託を受けない保証、事務管理に関する規定がパラレルに解釈されるべきことが主張される。すなわち、介入者（弁済者）は、介入（弁済）に際し本人（債務者）の潜在的意思を探究する義務を負い、本人の意思に合致した弁済のみが事務管理として有効な弁済となる。これに対し、この義務を尽くせば本人の異なる意思が解明できたはずであった場合には、介入行為（弁済）は不法行為となり、弁済も無効となる、と。

第二章では、自然災害が生じた場合の救助行為にまつわる法的問題を整理した上で、今後は、どのような場合に救助行為（利他的行為）にインセンティブを与えるのが社会として望ましいのかという観点からの検討が必要となるとする。

第三章では、行政代執行として不法投棄産廃物の処理調査費を支出した市が、不法投棄をした産廃業者に対して、事務管理を理由とする費用償還請求を行った事例に関する下級審判決（名古屋高判平成20年6月4日判時2011号120頁）が検討される。そこにおいて、平田氏は、名古屋高判の立場に一定の賛意を示しつつも、本人の意思と利益を判断基準として費用償還を認めるか否かを決する事務管理法と、環境保全という公共的利益の追求のために用いられる行政執行法とは、質的に異なったルールであり、2つのルールを混在させて論じることは妥当ではなく、名古屋高裁判決の論理展開には検討の余地があると指摘している。

第四章では、支出利得がとりあげられる。支出利得は、本人の自己決定の尊重と出捐者の財産的損失保護との調整問題であるが、従来の議論において不明確であった点を示しつつ、その原因が分析的に検証されている。

第五章は、本論文全体の結論にも相当する部分である。ここで平田氏は、本論文の検討を通じて得られた立法論の方向性として、次の5点を指摘する。第1に、事務管理制度を「事務管理意思に基づく利他的活動」に関する一般的規範と捉えることをやめ、より事態に即した構成を目指すべきこと、第2に、救助行為に対応する必要的事務管理とそれ以外の有益的事務管理を区別して規律すべきであること、第3に、必要的事務管理では本人や管理者の意思に依拠しすぎず、より客観化された判断基準を置くべきこと、第4に、有益的事務管理では、本人の意思と利益を尊重した規律を徹底すべきこと、第5に、現在の時点における他の法分野の規範状況と比較して規範内容を相互調整すべきこと、である。

そのうえで、平田氏は、本論文を結ぶにあたり、事務管理制度の展望について次のように述べる。すなわち、事務管理が担う機能は他の法（契約、不当利得、不法行為など）によっても実現できるのであり、積極的に規範として活躍する余地は少なく、事務管理法は原理的、思想的基礎としての意味をもつにとどまる。さらに、事務管理を一元的に捉え統一的な規律を置くと、その法律効果だけを転用する異物を生みやすいため、むしろ事態適合的な断片的・個別的保護規範があるだけで十分である。このように、平田氏は、事務管理制度独自の機能をきわめて限定的に捉えるが、事務管理制度に宿る考え方それ自体を不要なものとして否定するわけではない。かりに事務管理を実質とする規範が、断片的、個別的保護規範として民法典のなかに分散化されたとしても、それらに共通して内在する原理や思想はなお生き続けるのであって、事務管理制度とはそのような周辺的、補充的な制度だと捉えるのである。

２．論文の評価

本論文は、わが国において数少ない事務管理法に関する本格的な研究であり、このこと自体、大きな価値を有する。その構成は、ドイツ法、ヨーロッパ共通私法の一部であるDCFR、アメリカ法との比較検討とこれらを踏まえ

た日本法の検討というものであり、比較検討の対象は、事務管理規定を有するヨーロッパ私法のみならず、事務管理の概念を知らないアメリカ法にまで及んでいる。そこで紹介されている判例や諸規定はきわめて豊富であり、検討の素材というだけでなく、それ自体に資料的価値も認められる。

もっとも、平田氏は、これらの比較法的素材の全部または一部をそのまま日本法の解釈論または立法論に持ち込むことをしない。また、外国で展開されている特定の立場に全面的に与することもしない。あくまでも外国法の状況として客観的に見つめ、事務管理制度がどのように把握されているのか、事態に適合した解決をもたらしているのか、事態に適合していないとすれば何が原因であるのかを冷静に分析している。たとえば、ドイツにおいて判例が事務管理法の適用領域を拡張する傾向を見せていることに対して、事務管理の個別要件の解釈に拘泥するあまり事態の実質に適合した解決となっていないと一刀両断する。要するに、事務管理構成は無理筋であって不当利得や不法行為などもっと適合的な法律構成をとるべきとの主張である。しかも、このような強引な解釈を生む原因のひとつに、事務管理の要件を一般化して規定を置いたことを指摘する。さらに、事務管理概念をもたないアメリカ法では類似の問題を求償の問題と位置づけ処理されているといった分析も、事務管理に関する一般的規定が不可欠でないことを補強している。このことが、平田氏の事務管理解体論への共感、断片的・個別的保護規範のみの存置という主張へとつながっている。他方で、平田氏は、アメリカ法の「求められない介入」や「回復」に関する検討を通じ、第三者弁済や連帯債務における求償等には実は事務管理の側面が潜んでいることを示唆する。つまり、事務管理に関する一般的規定がなくても、実は民法典のなかにはすでに「事務管理的なるもの」があちこちに存在し機能しているというのである。

こうして、平田氏は、統一的な規定に代えて、事務管理を必要的事務管理と有益的事務管理の2種類に分けて異なる要件設定をすべきことを主張する。そして、ドイツの判例を参考に、有益的事務管理については事務管理意思ではなく本人の意思・利益を尊重した規律を提案する。その際、ドイツ法やDCFRを参考に、管理者の本人への通知・報告義務を課すことで本人の意思・利益を確認することを構想する。この通知・報告を通じて本人の承諾・同意があれば、その効果については契約法に委ね、他方で、この義務違反や本人の意思に反する管理行為については不法行為法に委ねることとし、両者のいずれにも振り分けられない部分を事務管理法で把握しようというわけである。

このような主張は、事務管理法の抜本的な再構成を迫るものであり、きわめて大胆かつ斬新なものと言えるが、決して荒唐無稽なものではなく、むしろ詳細な比較法的検討、とりわけ外国法の失敗例に学んだ現実的なものと評価することができる。また、このような抑制的な捉え方には、事務管理・不当利得を長く研究してきた平田氏の主張だからこその説得力がある。また、「事務管理的なるもの」に関する指摘は、斬新でありながらも具体的であってやはり説得力がある。平田氏の指摘するもの以外にも、事務管理の観点からさまざまな制度を捉え直すことで新たな法領域が生まれる可能性も秘めている。本論文は、このような新たな分析視角を提供するものでもあり、高く評価すべきである。

３．論文の課題

他方で、本論文には、日本における従来の議論に関する言及が少なく、平田氏の主張が日本における従来の事務管理論のなかでどこに位置づけられるのか、従来の議論とどのような違いがあるのかが分かりにくいといった難点がある。また、外国法の紹介が平板にすぎたり、外国法の状況と平田氏の主張との関連性が分かりにくかったりする部分も散見される。

４．結論

本論文を総合的に評価すると、提示された立法論的提言および新たな事務管理法の構想は、きわめて高い学問的価値を有すると言うことができる。上記の課題は、平田氏の主張内容それ自体に大きな影響を及ぼすものではなく、平田氏の事務管理論の価値を損ねるものではない。また、これらの課題の多くについては、公開の発表会において十分な回答が示されたり、平田氏自身が今後の研究課題として認識している旨の回答が示されたりした。

なお、本論文に剽窃等の不正は認められなかった。

したがって、審査委員は一致して、本論文が、博士の学位に値するものであるとの結論に至った。